

多気町公告第 61 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和8年7月29日

多気町長 筒井 尚之



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 名称：上朝柄自治会
- 区域：三重県多気郡多気町朝柄274番地から
三重県多気郡多気町朝柄1248番地に属する区域
- 主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町朝柄850番地8

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙のとおり

- 3 公告期間：令和8年7月29日から令和8年10月29日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
15	多気郡多気町車川	毛股ヶ谷	512	山林	218
16	多気郡多気町車川	毛股ヶ谷	513	山林	2,280
17	多気郡多気町車川	毛股ヶ谷	514	山林	1,507
18	多気郡多気町車川	松ヶ坂	516	山林	6,952
19	多気郡多気町車川	松ヶ坂	517	山林	1,983
20	多気郡多気町車川	奥割谷	560	山林	2,082
21	多気郡多気町車川	奥割谷	561	山林	436
22	多気郡多気町車川	中割谷	562	山林	198
23	多気郡多気町車川	中割谷	563	山林	1,586
23	多気郡多気町車川	口割谷	566	山林	1,090

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
平野 九兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄22番屋敷	2分の1
小坂 辰五郎	多気郡五ヶ谷村大字朝柄3番屋敷	2分の1